○農林水産省告示第千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字日浦四〇、四一、字広谷影一五、一六、二七五、二七六、二七七の一から二七七の四まで、二七八の一、二七八の二、二七九、字太田西四六八の一、字太田東山三二の一、三二の二、一宇字伊良原七五〇三の二、七五〇三の九、七五〇四の一、七五〇四の四、七五〇四の六、七五〇四の八、七五〇四の一〇、七五〇四の一一、七五〇五の一、七五九〇の一、七五九一の三、七五九一の五、七五九五、字大横五六一、五八二、五八三、五八四の二、五八六の二、字木地屋二三七の一、二九二の一、二九三の二から二九三の五まで、二九七の一、二九七の二、二九八の一、字葛籠六二一〇から六二一五まで、六二一六の二、六二三七の二、六二四〇の一、六二四一、六二四二の二、六二四五の四、六三三六から六三三八まで、六三三九の二、字廣澤二〇六三の四、二〇六四から二〇六六まで、二〇六八の一、二〇六八の二、二〇六九から二〇七一まで、二〇七一の二、二〇七二、二〇七三の一、二〇七三の二、二〇七四、二〇七五から二〇七八まで、二〇八〇、二〇八一、二〇八二の一、二〇八二の二、二〇八三から二〇八五まで、二〇八五の二、二〇八五の三、二〇八六、二〇八六の二、二〇八七

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字小見二の二から二の四まで、二四六の一、二四六の三、二四七、二四八、二四九の一、二四九の二、二五〇の一、二五一の一、二五一の二、二五二の一、二五二の二、二六一の一から二六一の一〇まで、二六一の六六から二六一の六九まで、二六二の一、二六二の三から二六二の六まで、字貞安七四の三、八〇の二、五五五の一、五五五の二、五五六の一から五五六の四まで、五五七の一、五五七の三、五五八、字増川六六三の二、六六三の一から六六三の一六まで、六七四の二三、六七四の二四、八五二、昼間字前山四〇五五の三、四〇五五の五、四〇五五の六、四〇五五の一〇、四〇五五の一一、四〇五五の二三、四〇五五の四八四、四〇五五の六一六、四〇五五の六二一、四〇五五の六二二、足代字山分四五八九の三八二から四五八九の三八六まで、四五八九の三八八から四五八九の三九三まで、加茂六八〇から六八八まで、六六九〇、中庄一七七九、一七九二の一、一八〇五、一八一九、一八一九の二、二二六〇の二、二二六七、二二九〇の二、二二九一、二三〇八から二三一五まで、二五二九、二五三〇の一、二五八四の二の一二六から二五八四の二の一二九まで、二五八四の二の一四六、二五八四の二の一四九、二六二四の二の一、二六五六の一、二六五六の二、二六五七の一、二六九八の二の一五、二六九八の二の一九から二六九八の二の二の二の一、二七一八の二の三、二七一八の三の四八、二七一八の三の五四から二七一八の三の六〇まで、二七一八の三の六三、二七二〇

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字川見西二五〇、字吉良三二八、三二九の一、三二九の二、四七三の二、四七四、七〇四の一、七〇五から七一〇まで、字日浦三九、四二の三、字日浦川向二九六、字三木枋三〇、三一、三七、三八、四一五、四一九、字宮平一七三の一、一七三の二、二〇二の一から二〇二の三まで、二〇三から二〇五まで、二〇九、二一一、字横野一三、一四、一五の四、一五の五、二九四、二九五

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日浦四〇、四一、字広谷影一六・二七五・二七六・二七七の一から二七七の四まで・二七八の一・二七八の二・二七九（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、字太田西四六八の一、字太田東山三二の一、三二の二、字木地屋二三七の一、二九二の一、二九三の三、二九七の一、二九七の二、二九八の一、字葛籠六二一〇から六二一五まで、六二一六の二、六二三七の二、六二四〇の一、六二四一、六二四二の二、六二四五の四、六三三六から六三三八まで、六三三九の二、字廣澤二〇六三の四、二〇六四から二〇六六まで、二〇六八の一、二〇六八の二、二〇六九から二〇七一まで、二〇七一の二、二〇七二、二〇七三の一、二〇七三の二、二〇七四、二〇七五から二〇七八まで、二〇八〇、二〇八一、二〇八二の一、二〇八二の二、二〇八三から二〇八五まで、二〇八五の二、二〇八五の三、二〇八六、二〇八六の二、二〇八七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日浦四〇、四一、字広谷影一六・二七五・二七六・二七七の一から二七七の四まで・二七八の一・二七八の二・二七九（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、字太田西四六八の一、字太田東山三二の一、三二の二、字木地屋二三七の一、二九二の一、二九三の三、二九七の一、二九七の二、二九八の一、字葛籠六二一〇から六二一五まで、六二一六の二、六二三七の二、六二四〇の一、六二四一、六二四二の二、六二四五の四、六三三六から六三三八まで、六三三九の二、字廣澤二〇六三の四、二〇六四から二〇六六まで、二〇六八の一、二〇六八の二、二〇六九から二〇七一まで、二〇七一の二、二〇七二、二〇七三の一、二〇七三の二、二〇七四、二〇七五から二〇七八まで、二〇八〇、二〇八一、二〇八二の一、二〇八二の二、二〇八三から二〇八五まで、二〇八五の二、二〇八五の三、二〇八六、二〇八六の二、二〇八七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字増川六六三の二、六六三の一から六六三の一六まで、六七四の二三、六七四の二四、中庄一七七九、一七九二の一、一八〇五、一八一九、一八一九の二、二二六〇の二、二二九一、二三〇八から二三一五まで、二五二九、二五三〇の一、二五八四の二の一二九まで、二五八四の二の一四六、二五八四の二の一四九、二六二四の二の一、二六五六の一、二六五六の二、二六五七の一、二六九八の二の一五、二六九八の二の一九から二六九八の二の二の二まで、二七一八の二の三、二七一八の三の四八、二七一八の三の五四から二七一八の三の六〇まで、二七一八の三の六三、二七二〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川見西二五〇（次の図に示す部分に限る。）、字吉良四七三の二、七〇四の一、七〇五、七〇七、七一〇（次の図に示す部分に限る。）、字日浦三九、四二の三、字日浦川向二九六（次の図に示す部分に限る。）、字三木枋三〇、三一、三七、三八、四一五、四一九、字宮平二〇二の二・二〇三から二〇五まで・二〇九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字横野一三、一四、一五の四、一五の五、二九四、二九五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。